

様式5

平成 年度 後進地域特例法適用団体等補助率差額箇所別内訳表

(単位：円)

事業種別	平成		年度	道路関係開発指定事業				1割制限額	引上率	補助率差額が 減額される額	補助率差額申請 額	備考
	国庫補助 基 本 額	補 助 率		財 源		内 訳						
				国庫補助金	一般県費		令第2条の 分 担 金 等					
	A	B		C	D	E		$A \times 0.1$ F	G	$A \times B \times G + E -$ $(A - F) = H$	$A \times B \times G - C - H$ = I	

(記載要領)

- 1 本表は、補助率差額の交付申請時の様式と同一のものであり、交付申請時の内訳の数字を上段に、下段にその実績額(額の確定額又は確定見込額)を記載する(目の細分まで記入し、箇所ごとには省略してよい。)
- 2 発生物件があった場合には、精算国庫補助基本額より発生物件の売却額又は評価額を控除したもので算定する。
- 3 補助率差額の完了、未完了の扱い
 - (イ) 指定事業に繰越のないときは、補助率差額は完了として取扱い、指定事業費の額の確定額で算定する。
 - (ロ) 指定事業が繰越となり繰越された年度に工事が完成したとき(明許繰越)は補助率差額も完了として取扱い指定事業のうち指定事業が交付決定された年度に完成した事業の額の確定見込み額を加えた額で算定する。
 - (ハ) 指定事業が繰越となり、繰越された年度に完成しなかったとき(事故繰越)は補助率差額も未完了として取扱い、再繰越された年度において(ロ)と同じ方法により算定する。